

令和3年7月16日

北本市スポーツ少年団  
正副本部長、常任委員各位 殿

北本市スポーツ少年団  
本部長 小澤 修次

「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」発令の少年団活動について

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

7月12日（月）国より再三に渡り、1都3県1府に、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されました。

北本市スポーツ少年団第2回常任委員会（7月10日）で活動の見直しを協議しました。

その後、事務局・教育委員会と再度話し合いの場を持ち検討した結果、下記内容で合意決定をいたしましたのでご報告を致します。

正副本部長及び常任委員様は各団へ御連絡をお願い致します。

### 【 少年団活動のお願い 】

- 1 活動時間 4時間以内を厳守する（集合から解散まで）
- 2 練習試合相手の範囲確認は、原則として北足立郡北部管内及び近隣チームとする。  
（※ 必要に応じて正副本部長に相談をすること）
- 3 大声での声援を送らないこと、歌唱応援の禁止（観客同士が密にならないこと）
- 4 食事を伴う活動の自粛要請（飛沫感染拡大の防止の観点から）
- 5 プレー中以外は原則マスク着用の義務化（ただし、熱中症予防の為、こまめな水分補給）（指導者は常時マスクを着用と大声での指示、指導は禁止）
- 6 マスクを外す場合は、人との距離を必ず1m以上確保する
- 7 徹底した感染予防対策と健康管理（平熱以上の発熱37.5℃以上時は練習参加の自粛）
- 8 自主自律の確立（自分のことは自分です） \* 他者による物の受け渡しをしない  
（飲み物・コップ・タオルなどの共用は厳禁）

※ 全員の健康観察の徹底と健康観察表の管理をする。（チームで最低1カ月の保管）

※ 体育館使用時は、換気に充分ご注意ください。

活動、内容の厳守期間は、令和3年8月22日（日）迄と致します。

（今後の感染状況により、この取扱いの内容が変更になる場合もあります）

事務局：北本市教育委員会生涯学習課  
生涯スポーツ・オリパラ担当  
電話：594-5568（直通）